

■ 総論

【災害時受援計画策定の趣旨】

本市では、大規模な地震災害時の行政機能の継続性の確保に向け、平成27年3月に「千葉市業務継続計画<地震対策編>（※1）」を策定したところ、災害発生後に実施すべき業務を適切に実施するためには、外部からの応援が必要であることが明らかとなった。

このため、大規模災害が発生した際に、外部からの応援を円滑に受け入れるため、以下の3つの視点を中心として本計画を策定することとした。

※1 令和2年7月に、地震以外の自然災害にも対応できるよう、千葉市業務継続計画<自然災害対策編>へ修正。

<3つの視点>

- ① 人的支援の受入手順や受入れに係る役割分担の明確化
- ② 物資の調達や物流に係る受援体制の整備
- ③ 受援対象業務をあらかじめ特定し、迅速に応援要請できる準備（受援対象業務シートの作成）

【本計画の発動】

市域で震度6弱以上の地震が発生した場合に発動する。また、大規模な災害が発生し、市災害対策本部長が必要と認めた場合にも発動する。発動期間は「発災後1か月」を基本とするが、必要に応じて、発災後1か月以降の応援受入れも想定する。

【本市の受援体制】

受援に係る窓口及び指揮命令系統を明確にし、応援を円滑に受け入れるため、本部事務局及び受け入れる各課に、以下のとおり、受援を担当する組織及び担当者を設置する。

本部事務局	受援統括係：受援に関する全体調整を行う。
応援を受け入れる各課（受援課）	指揮命令者：応援職員等に対して業務に関する指揮命令を行う。 受援担当者：応援職員等の受入れに関して必要な情報共有や活動環境の整備を行う。

■ 人的支援の受入れに係る手順と役割分担

【人的支援の受入れに係る手順】

発災時に人的支援の受入れを円滑に実施するため、受援業務の手順を以下のとおり整理した。

- ① 応援要請：応援要請の必要性を判断し、要請を行う。
- ② 受援の準備：応援団体と連絡調整を行い、宿泊場所・活動拠点等を確保し受入れの準備を行う。
- ③ 応援の受入れ・業務管理：応援職員等を受入れ、業務の説明等業務管理を行う。
- ④ 受援の終了：受援終了の判断を行い、費用の負担を行う。

【人的支援の受入れに係る役割分担】

応援要請や受入れ等の受援業務については、応援を受け入れる各局区等において主体的に実施することとし、市全体の取りまとめなど全体調整を本部事務局が行うこととした。

<応援要請の役割分担>

各局区等	本部事務局
<ul style="list-style-type: none"> <li>・局区等内に、災害時応援協定の協定運用担当課がある場合</li> <li>・その他、民間企業・民間団体等に応援要請する場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本部事務局が、災害時応援協定の協定運用担当課である場合</li> <li>・行政機関・自衛隊等への応援要請</li> </ul>

■ 物資の調達や物流に係る受援体制の整備

【物資の調達に係る受援体制】

災害発生時に物資の供給を円滑に実施するため、物資の調達方法ごとの受援体制を整理した。

■ 県からの物資の受入れ

・経済農政局は、県からの物資供給について、本部事務局へ要請を依頼し、本部事務局が県に対して要請する。なお、県からの物資については、国からの物資を含んでおり、国は県の要請を待たずに県へ緊急輸送することとしている。

■ 災害時応援協定に基づく物資の調達

・経済農政局は、協定締結事業者に対して物資の提供を要請する。  
また、自治体間相互応援協定に基づく物資の供給が必要な場合、本部事務局へ要請を依頼する。

■ 救援物資の受入れ

・市民局は、民間事業者等からの申し出により無償で提供される救援物資を受け入れる。  
また、経済農政局は、必要に応じて、ホームページ等により要請を行う。

【物資の物流に係る受援体制】

調達物資は、陸路・海路・空路にて集積場所へ搬入された後、仕分けをした上で各避難所へ輸送される。これら物流に係る受援体制として、優先的に使用する物資集積場所を明確にするとともに、集積場所の運営や輸送において、民間物流事業者との連携を図ることとした。

■ 優先的に使用する物資集積場所

・5か所の集積場所のうち、大型車両の使用が可能であり、屋内スペースが確保できる蘇我スポーツ公園を優先的に使用する集積場所とする。なお、蘇我スポーツ公園等が使用できない場合は、緊急的な対応として稲毛区の千葉県総合スポーツセンターを使用する。

■ 集積場所の運営

・市民局は、必要に応じて、千葉県倉庫協会等に物流専門家の派遣や荷役資機材の提供等を要請する。

■ 輸送業務

・財政局は、（一社）千葉県トラック協会、赤帽首都圏自動車運送協同組合千葉県支部等に要請する。

■ 受援対象業務の選定と受援対象業務シートの作成

【受援対象業務の選定】

千葉市業務継続計画<自然災害対策編>で定めた非常時優先業務2、424業務のうち、各局区等の人員状況や過去の災害経験等を勘案し、受援対象業務として194業務を選定した。

<主な受援対象業務>

- ・避難所の開設及び管理・運営
- ・在宅避難の要配慮者への支援
- ・被災者の医療・助産・救護等活動
- ・道路施設や下水道施設の災害復旧
- ・物資集積場所の管理・運営
- ・被災建築物の応急危険度判定 など

【受援対象業務シートの作成】

受援の準備に係る時間を軽減し、応援職員等を効率的かつ効果的に活用することができるよう、業務ごとに受援に必要な事項を具体化したシートを作成した。

具体的には、要請する業務内容や、応援要請先、必要な資格、必要な資機材とその準備における応援者側・市側での役割分担などについて整理した。